

別紙11（地域水産物供給基盤整備事業に係る運用）

第1 趣旨

地域水産物供給基盤整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、地域における水産資源の維持増大並びに生産流通機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図るものである。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8第2（1（2）の規定、2（1）の表の区分2欄及び4（2）の規定を除く。）から第6まで及び別記参考様式別紙8第1号から第4号（「整備計画名」欄並びに備考2及び3を除く。）までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第2の3（ア）及び（イ）、第3の1（1）（ア）ウ及び（ウ）並びに第3の2（1）の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「別記参考様式別紙8」とあるのは「別記参考様式」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2 (1)	実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ア)に掲げる水産物供給基盤整備	交付要綱別表1の(3)のアの地域水産物供給基盤整備
第2の3の 柱書き	第2の1の(1)及び(2)の事業	第2の1の(1)の事業
	共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における魚礁の設置並びに1の(2)の(イ)に掲げる事業	共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における魚礁の設置
第2の3 (ア)	都道府県道	県道
	当該都道府県	沖縄県
第2の3 (イ)	都道府県	沖縄県
	都府県	沖縄県
	当該都府県	沖縄県
第3の柱書き	実施要綱第7の2に規定する実施要件	実施要件
第3の1 (1)柱書き	実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、	本事業を実施する場合は、
	第2の1の(1)、(2)及び(3)	第2の1の(1)及び(3)
第3の1 (1)	第2の1の(1)、(2)及び(3)	第2の1の(1)及び(3)
第3の1 (1)(ア)ウ	関係都道府県知事	沖縄県知事
	都道府県知事	沖縄県知事
第3の1 (1)(ウ)柱書き	都道府県知事	沖縄県知事
第3の1	都道府県道	県道

(1)(ウ)(4)及び(5)		
第3の1(2)(ア)の柱書き	第2の1の(1)及び(2)	第2の1の(1)
第3の2(1)	事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告（別記参考様式別紙8第3号）を求めるものとする。	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、沖縄県知事は水産庁長官に提出（別記参考様式第3号）すること。
第3の3の表題	事業計画書の変更	事業計画書及び年度別事業計画書の変更
第3の3(1)	第3の1の事業計画書	第3の1の事業計画書及び第3の2の年度別事業計画書
第3の3(2)	事業計画書	事業計画書及び年度別事業計画書
第4の柱書き	別に定めるところにより、予算の範囲内で	予算の範囲内において沖縄県に対して
第6	要領	運用
別記参考様式別紙8第1号及び第3号	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙11の第2で準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8
	農山漁村地域整備計画地区 1. 農山漁村地域整備計画地区名：〇〇地区 2. 交付対象事業名 ・△△事業 ・××事業 ・◇◇事業	実施地区 1. 地区名：〇〇地区
別記参考様式別紙8第2号の1	地域水産物供給基盤整備事業 ・水域環境保全創造事業 農山漁村地域整備計画	地域水産物供給基盤整備事業 〇〇地域整備計画
別記参考様式別紙8第4号	(地域水産物供給基盤整備事業、水域環境保全創造事業)	(地域水産物供給基盤整備事業)

### 第3 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成24年4月6日付け23生畜第2795号農林水産省生産局庁通知・23農振第2611号農林水産省農

村振興局長通知・23林整計第345号林野庁長官通知・23水港第3034号水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局庁通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知)別紙(番号11水産物供給基盤整備事業に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙(番号11 水産物供給基盤整備事業)の第2の1の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知)別紙29の第3の1の規定に基づき平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がなされたものとみなす。
- 4 水産物供給基盤整備事業等実施要領(平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知)に基づき平成24年度までに採択された地区であって、平成25年度以降、本交付金に移行して事業を実施する地区については、現事業の事業基本計画をもって、第2の1に規定する事業計画書と見なし、また、第1の5の(1)に規定した計画事業費に関する要件は適用しないものとし、市町村又は水産業協同組合が事業主体の事業基本計画については、市町村等事業推進を行うことができるものとする。
- 5 この通知による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)の規定に基づき提出された事業基本計画に基づき実施される事業で、平成25年度以前の年度の歳出予算にかかる国の補助で平成26年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。